

輪島市監査公表第21号

平成25年12月17日付発監査第206号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年10月 1日

輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝





発輪病第 751 号

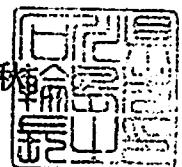
平成26年9月17日



輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 稔



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

市立輪島病院

監査執行年月日

平成25年11月29日

| 監査の結果 | 措置の内容 | 措置状況 |
|--|--|-------|
| <p>① 患者負担未収金について</p> <p>今年度から、未収金の方に対し口座振替を実施され未収金解消に努力されているが、依然として未収金が発生している。今後とも未収金の縮小・発生防止に取り組んでいただきたい。</p> | <p>①患者負担金の未収金については、発生防止から発生時の対応について未収金対応マニュアルによって引き続き組織的な対応に努めている。</p> <p>未収金がある場合は患者の電子カルテにその情報を載せ、医師・看護師・医事係・会計職員が情報を共有することにより、更なる未収金発生の防止に努めている。</p> <p>また、医療費の患者負担分について一括で支払することが困難な者に対しては、医事係が相談を受け分割による納入計画を立てるなど柔軟に対応している。</p> <p>また、平成25年4月から、未収金のある方に対し口座振替による未収金の納入を実施しており、平成25年度においては1,064,222円を口座振替により回収している。</p> <p>さらに、「患者さまの権利」「患者さまへのお願い」を作成し、平成25年11月1日付で病院長名で院内外来等広く掲示し、「患者さまへのお願い」の中において「入院費や診療費等は遅滞なくお支払いください」と記載することにより、啓発に努めている。</p> <p>今後も未収金の発生防止については院内全体で取組んでいく。</p> | 措置方針等 |

平成25年度 口座振替実績

(件、円)

| 振替月 | 北國銀行 | | 北陸銀行 | | おおぞら | | ゆうちょ | | 合計 | |
|-----|------|---------|------|--------|------|--------|------|--------|----|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 4 | | | | | | | | | 0 | 0 |
| 5 | | | | | | | | | 0 | 0 |
| 6 | | | | | | | | | 0 | 0 |
| 7 | | | | | | | | | 0 | 0 |
| 8 | | | 3 | 39,000 | 2 | 30,000 | 1 | 10,000 | 6 | 79,000 |
| 9 | | | 1 | 9,000 | | | 1 | 10,000 | 2 | 19,000 |
| 10 | 1 | 74,739 | 1 | 9,000 | 1 | 15,000 | | | 3 | 98,739 |
| 11 | | | 2 | 24,000 | | | 1 | 10,000 | 3 | 34,000 |
| 12 | | | 1 | 9,000 | 1 | 15,000 | 1 | 10,000 | 3 | 34,000 |
| 1 | 1 | 5,000 | | | | | | | 1 | 5,000 |
| 2 | 2 | 708,428 | | | | | | | 2 | 708,428 |
| 3 | 2 | 86,055 | | | | | | | 2 | 86,055 |
| 計 | 6 | 874,222 | 8 | 90,000 | 4 | 60,000 | 4 | 40,000 | 22 | 1,064,222 |

患者さまの権利

1. 最善の医療を平等に受ける権利があります。

患者さまは、病気について十分な説明を受け、ご納得いただいた上で、当院が提供できうる最善の医療を受ける権利があります。

私たちは、患者さまに「より質の高い医療」が提供できるよう、施設・機器の整備・充実を図るとともに、人材の確保・育成に力を注ぎ、チーム医療の充実に取り組んでいます。

2. 治療方法について必要な情報を得て、自ら治療方法を選択することができます。

患者さまは、ご自身の価値観や生活背景などを踏まえ、自ら治療方法を選択することができます。

3. 医師・病院を自由に選択し、また他の医師の意見を求める権利があります。

患者さまは、医師、病院を自由に選択し、また変更することができます。また、担当医師以外の医師に意見を求める「セカンド・オピニオン」についても担当医師から情報を得、また必要に応じて「紹介状（診療情報提供書）」の発行を求ることができます。

4. プライバシーが保護される権利があります。

患者さまの個人情報や治療に関する全ての情報について、確実に保護されプライバシーが守られる権利があります。そのため、当院では個人情報が漏洩することのないよう万全の対策・対応をいたしております。

また、患者さまの診療にあたって取得した情報については、その利用目的を明示し同意をいただきます。

5. 診療情報の開示を求める権利があります。

ご自身の診療における記録や画像などの開示を求める権利があります。

自己の情報を知る権利がありますが、その情報が患者さん自身の生命・健康を著しく害する場合は除かれます。また情報を知らされない権利もあります。

6. 人格が尊重され尊厳が守れる権利があります。

患者さまは、いかなる状態であっても人格が尊重され尊厳を守られる権利があります。

患者さまへのお願い

受診にあたり次のことご協力ください。

1. 病気に関する情報を正確にお伝えください。

2. 治療を受け異常を感じたらすぐにお知らせください。

3. 医療従事者の指示を守り、治療効果の向上に努力してください。

4. 他の受診される皆様の診療に支障を与えることのないようにご配慮ください。

5. 暴力・暴言・脅迫によって病院職員の人権を侵害する方、解決できない要求をくりかえす方の診療はお断りする場合があります。

6. お気づきの点、改善した方がよいと思われる点など、ご意見をお寄せください。

7. 治療段階に応じて適切な病床に移動していただく場合があります。あらかじめご了承ください。

8. 健全経営ならびに公正公平を保つため入院費や診療費等は遅滞なくお支払いください。

平成25年11月1日 病院長